

平成 29 年 11 月 30 日（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人南信州まつかわ観光局（仮称）と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長野県下伊那郡松川町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第 3 条 この法人は、松川町及びその周辺地域に存在する地域資源を磨き、活用するとともに、地域の産業や活動を繋ぐことにより、滞在交流観光の推進、交流人口の増加、産業の活性化、移住定住促進及び地域住民の誇りの醸成を図り、もって持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域資源の発掘、開発及び活用に関する事業
- (2) 地域ブランドの形成及び地域の魅力増進に関する事業
- (3) 地域情報の収集、発信、案内及び宣伝に関する事業
- (4) 来訪客の誘致促進、受入態勢整備に関する事業
- (5) 旅行業法に基づく旅行業
- (6) 公共施設等の管理、運営の受託
- (7) 宿泊施設その他観光施設の管理、運営
- (8) 地域イベントの企画、運営、運営補助
- (9) 観光まちづくりに関する調査、研究
- (10) 事業者、団体、地域住民等に対するホスピタリティの啓発
- (11) 会員相互の情報共有及び意見交換の推進
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第 5 条 この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会員

（会員の構成）

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以

下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費の負担)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するために必要な経費として、別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意の退会)

第9条 会員は、理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が、死亡し、又は解散したとき。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 この法人の会員総会は、通常会員総会と臨時会員総会とし、通常会員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又は本定款で定める事項

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会員総会において選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の集結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の集結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給

の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合において、議長は、議決権の行使を一旦留保するが、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該決議に加わることができない。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。
- 3 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 4 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章

(最初の事業年度)

第 47 条 この法人の設立初年度の事業年度は、法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 48 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 49 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(補則)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

平成 29 年 11 月 10 日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

定款作成代理人

長野県

行政書士

